



K P M G N e w s l e t t e r

KPMG Insight

Vol.

49

July
2021



COP26への道のり 第1回 COP25の積残し課題とその後の情勢の変化



IMPACT

COP26への道のり

第1回 COP25の積残し課題と その後の情勢の変化

KPMGジャパン

KPMG IMPACTプロジェクトリーダー

エネルギー&インフラストラクチャー セクターエグゼクティブ

パートナー

関口 美奈

今 年11月のCOP26は、2015年のCOP21で採択されたパリ協定に実効性を与えられるか否かの正念場であると言えます。既に2020年に発効を迎えたパリ協定ですが、COP24、25で積残しとなった重要事項に関してCOP26で合意できるのか？また、国連が提唱する2030年までの温室効果ガスの45%削減(2010年度比)に伴う各国の平仄が取れるのか？が大きな争点となります。2019年のCOP25以降、気候変動への能動的な対応を促す機運は高まってきています。他方、気候変動政治に伴う各国の駆け引きも進行しています。

本シリーズ(全3回)では、「COP26への道のり」と題し、気候変動リスクへの対応に関する世界的な議論と協調、脱炭素化に伴う地域、国、企業レベルの課題について紐解いてまいります。第1回目である本稿では、COP25の積残し課題とその後の情勢の変化について整理すると同時に、COP25と前後して顕著になってきた各国のカーボンニュートラルに関する姿勢の変化について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



関口 美奈
Mina Sekiguchi

POINT 1

COP26はパリ協定に実効性を与えられるか否かの正念場である。

POINT 2

COP25で積み残された課題には、パリ協定第6条に規定される市場メカニズムに伴う2つの争点と資金拠出に関する争点があった。

POINT 3

これらの重要課題について合意に至らなかったCOP25と前後して、大きな情勢変化が起こり、COP26に向けた機運を高めている。

POINT 4

COP26では、上記の争点にも増して各国の2030年に向けた「野心的な」温室効果ガス削減目標の提出が注目ポイントとなる。

POINT 5

ポストBREXITの英国、バイデン政権下でCOPに復帰した米国、気候変動議論を先導するEUに加え、中国、ブラジル、インド等の排出量の多い途上国による政治的駆け引きもCOP26に向けて進行している。

I COP26はパリ協定に実効性を与える正念場

気候変動リスクに関する議論は今や、国際政治の舞台で最も重要なアジェンダの一つと言っても過言ではありません。2020年1月の世界経済フォーラムでの議論の多くは気候変動や脱炭素に関するものでした。その後世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症(以下、「COVID-19」という)により、一時は沈静化するかとも思われましたが、予想に反して当該リスクへの対応の重要性・喫緊性は高まるばかりです。来る11月に英国グラスゴーで開催されるCOP26に向けて、3月末のIEA-COP26ネットゼロサミットを皮切りに、4月には米国主催の気候変動サミット、5月にはG7気候・環境省會合、6月にはG7首脳會合、9月下旬には国連総会、9月末から10月初めにかけてはプレCOPがイタリア・ミラノで開催され、また、10月末にはG20首脳會議と、気候変動リスクへの対応をテーマにした、あるいは、するであろう国際會議が目白押しとなっています。これらは、COP26での合意形成の土台を整備するための協議・調整の場であると言えるでしょう。

これほど多くの事前協議の場が設けられるには理由があります。

2019年12月2-13日に開催されたCOP25は、当初開催が予定されていた南米チリにおける反政府デモの激化により、急速にスペインのマドリッドに変更されました。直前まで米国ニューヨークで行われていた国連気候変動サミットに参加していたスウェーデンの若き環境アクティビスト、グレタ・トゥーンベリさんが大西洋をヨットで横断してマドリッド入りし、大きな注目を集めました。「世界は非常事態にあり、各国政府は早急に気候変動リスクに対して手を打つべきである」と訴えたトゥーンベリさんのスピーチは、様々な意味で衝撃的ではありましたが、COP25における重要な課題の一部についての合意形成を後押しするには十分ではありませんでした。

COP25合意文書は、各国が掲げる温室効果ガス削減目標と、温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」で採択された気温上昇を抑える目標の間に「大きな差」があることは認識するも、この差を縮めるための具体策についての合意には至りませんでした。2020年からの本格始動が間近に迫っていたにもかかわらず、COP25では発展途上国や温暖化対策に積極的な国の主張と、ブラジル、中国、オーストラリア、サウジアラビア、米国等の主張が対立した形となりました(トランプ政権下の米国は、COP25が始まる1か月前にパリ協定からの離脱を正式に通告していました)。国連のグテレス事務総長は、「国際社会が気候危機に立ち向かうために熱意を高め、適応し、資金を工面する重要な機会を失った」¹と述べています。残念ながら、COP25は成功裏に終わったとは言い難い結果となりました。

長期目標²を達成するために必要なルールが確立しない中、2020年1月、パリ協定は本格始動しました。今年11月に英国で開催されるCOP26は、国際社会が「パリ協定」を実質的に機能する枠組みとできるか否かの正念場と言えるでしょう。事前調整の場の多さが、この緊迫した状況を如実に示しています。

II COP25で積み残された課題

交渉が難航したCOP25は、予定閉会日を2日延長し、ようやく閉会にたどり着きました。最大の論点は、パリ協定第6条の市場メカニズムに関する実施方針についてでした。COP21(2015年)で採択されたパリ協定では、2020年以降の各国取組みに関する基本ルールは定められたものの、詳細ルールは定められていませんでした。第6条の市場メカニズムに関する実施方針については2018年のCOP24でも合意に至らず、2019年のCOP25への持越しとなりましたが、ここでも合意できなかったわけです。

合意の難しさは、1997年に採択された京都議定書のクリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism, 以下、「CDM」という)のパリ協定下の市場メカニズムへのスムーズな移行、という点に尽きるでしょう。双方ともに温室効果ガス削減に関する市場メカニズムについて規定したのですが、問題点を明確に理解するために、まずはこの市場メカニズムについて以下に概説します³。

1. 市場メカニズム

市場メカニズムとは、ドナー国である先進国がホスト国である途上国に対して資金と技術を供与して温室効果ガスの削減プロジェクトを実施するものです。日本のODA供与では見られる形に類似しています。たとえば、新興国における発電所建設のプロジェクトがあった場合、石炭火力の代わりに太陽光発電にすれば二酸化炭素の削減が可能となります。これによって削減できた二酸化炭素が排出権クレジットとなり、ドナー国である先進国はこのクレジットを自国の削減目標に取り込んでもよい、という仕組みです。

CDMが規定された京都議定書の1997年時点では、国連が排出削減量等について管理する、いわば国連監視型メカニズムのみが規定されました。またその時点では、排出削減目標義務が課されたのは先進国のみで、ブラジルやインド等の途上国には削減目標は課されていませんでした。

京都議定書から23年経過した2020年にパリ協定が発効となりました。この時点では既に、排出削減努力は先進国だけでは足りないことが明らかとなっており、途上国をもパリ協定の枠組みに含めた形で排出権クレジットのやり取りを構築する必要が出てきました。すると、様々な問題が出現し、合意を難しくする要素となりました。

2. パリ協定第6条

パリ協定第6条は、基本的には京都議

定書のCDMの概念を受け継いでいますが、京都議定書との大きな違いがいくつかあります。1つは、パリ協定では、先進国だけではなく、途上国も排出削減努力を義務付けられるということ。もう1つは、パリ協定においては、国連監視型メカニズムだけではなく、国連が管理しない二国間クレジット、そして中南米等が主張する非市場メカニズムがあるという点です(図表1参照)。

前述のように、パリ協定下で市場メカニズムを機能させるために規定・合意が必要な事項は、京都議定書とパリ協定の違いに端を発しています。以下にCOP25で合意を困難にした3つの争点を記載します。(1)と(2)が市場メカニズムに関する争点、(3)が資金拠出に関する争点となっています。

3. 第6条に関する具体的な争点

(1) ダブルカウント防止問題

第6条について合意できなかった点の1つ目は、ダブルカウント防止問題です。前述のように京都議定書の時点では、排出削減目標義務が課されたのは先進国のみで、途上国には削減目標は課されていませんでした。そのため、二国間の協力によって二酸化炭素を削減した場合、当然、先進国がこのクレジットを自国の削減目標に充当すると想定されました。しかしパリ協定の下では、途上国も含めてすべての国が温室効果ガスを削減することになっています。そのため、二国間の協力による削減量をどちらの国でどれだけ自国の削減目標に充当するのかという問題が浮上し

てきます。削減された排出量を両方の国で削減目標に充当すればダブルカウントになります。

しかも、多くの途上国では削減量は言うに及ばず、温室効果ガスの排出量さえきちんと算定・把握できていません。加えて、各国の削減目標は絶対量とは限らず、「〇〇年を基準として〇〇%削減」や「何も対策を取らなかった場合と比べて〇%削減」、あるいは「先進国の支援があればさらに〇%削減」といったように相対的なものになっているため、透明性をもって削減量を算定・把握しダブルカウントを回避するのは、複雑で困難な作業となります。

COP25において、多くの国はダブルカウントに反対の姿勢をとりましたが、ブラジルは容認する発言をしたことがCOP25における合意を妨げました(国連の合意は満場一致のコンセンサス方式であるため)。前述した3つのメカニズムのうち、第6条2項の二国間アプローチにおいては、既にCOP21でダブルカウントの防止が明記されています。そのため、ブラジルもこれについては反対していません。しかし第6条4項の国連監視型メカニズムにおいては、ダブルカウント防止と明記されておらず、ブラジルは第6条4項におけるダブルカウント容認を主張したのです⁴。

(2) 京都議定書下で創出されたCDMクレジットのパリ協定下における適用可否
合意に至らなかった2つ目の点は、京都議定書のもとで将来に向けて貯蓄することを認められていた排出削減量クレジット、いわゆるCDMクレジット⁵の取扱いについてでした。ブラジルやインドは、国内に多量のCDMプロジェクトを有しており、ここから発生する排出権クレジットをパリ

協定のもと、国連監視型メカニズムへの全量移管を認めてほしい、と主張しました。しかし、20年以上も前に発行された排出権クレジットを20年以上も経ってからできたパリ協定下で用いれば、地球全体の将来的な排出量の増加をその分容認する結果となってしまう、としてEUや島嶼国は反対したのです⁶。

実は、(1)で記載したダブルカウント防止問題は、交渉の駆け引きのスケープゴートであって、本丸は、この京都議定書下の排出権クレジットのパリ協定下における流用の可否問題であったとも言われています⁷。

(3) 市場メカニズム運営や途上国支援の基金とするための強制的な資金拠出の是非

3つ目の点は、市場メカニズムの運営や途上国支援の基金とするための資金の強制拠出の是非でした。京都議定書下のCDMにおいては、これらの目的に資するための適用基金の資金源としてCDMプロジェクトがCER(Certified Emission Reduction, 排出権クレジット)を発行する際に一定割合の適応基金を資金源として控除するとともに、発行手続き費用をトン数に応じて支払うことと規定されていました。パリ協定においても「二国間アプローチ」については同様の規定が設けられていますが、国連監視型メカニズムについては設けられていません。これに対してより多くの資金支援を引き出したい途上国は、当該規定を国連監視型メカニズムにも適用し、適応資金源を拡充すべきと主張しました⁸。

気候変動への関心がこれまでにないほど高まる中で開催され、グレタ・トゥンベリさんの演説や日本の化石賞⁹受賞など、何かと注目を集めたCOP25でしたが、残念ながら重要な3つの争点について合意することができずに閉幕となりました。

図表1 パリ協定第6条3つの方式

第6条4項	国連監視型メカニズム (京都議定書下のCDM方式)	国連が管理	ホスト国→国連 →ドナー国
第6条2項	二国間クレジット	国連は管理しない	ホスト国→ドナー国
第6条8項	非市場メカニズム*	国同士で協力して実施	ホスト国↔ドナー国

* 一部の中南米諸国が主張する概念だが、具体的なメカニズムになっていない。

出典: EnergyShift <https://energy-shift.com/news/5653836f-1500-408e-8809-126cc5f0e08a>

III

COP25以降の情勢変化とCOP26に向けた機運

国家間の利害関係から一歩離れて、気候変動リスクへの対応をめぐる世界的な情勢の変化を見てみましょう。実際、COP25開催の頃から現在までに目覚ましい動きが見られます。それらの情勢変化は、COP26に向けた機運を高めています。

1. ラリー・フィンク氏の書簡

1通の書簡が金融界に大きな衝撃をもたらしました。米資産運用最大手ブラックロックのCEOラリー・フィンク氏は毎年、投資先と顧客投資家に宛てて年頭書簡を送っています。フィンク氏は、2020年1月14日のその書簡の中で、気候変動リスクが金融市場に与える影響について述べ、「近い将来、おそらく大半の人々が予想しているより早いタイミングで大規模な資本の再分配が起きる」可能性について言及すると同時に、ブラックロックとしては、投資先企業による気候変動リスクに関する情報開示と投資先企業との対話の内容に基づいて、企業がそれぞれの事業に係るリスクを適切に管理・監視し、十分な将来計画を策定しているかどうかを評価する、と明言しました。この書簡は、「しっかりした情報開示がなければ、弊社(ブラックロック)やその他の投資家は、その企業が適切なリスク管理を怠っていると結論付けざるを得ない」という強いメッセージで締めくくられています¹⁰。すなわち、気候変動リスクを適切に認識・管理し、温室効果ガスの削減を将来計画に織り込んだ経営を行わない企業からは資金が逃げていくだろう、ということを暗示したのです。

2. 非国家アクターの活発化

気候変動の議論における非国家アクターの存在はますます高まっています。既に数多くの非国家アクターがさまざまな気

候変動関連の会議に参加し、各国政府の取組みの促進を奨励・支援しています。国連が主導するRace to Net Zero¹¹は、気候変動に伴うリスクや将来の脅威を回避するために脱炭素を推進する企業、自治体、地域、投資家のリーダーシップや支援を結集する働きかけで、既に509都市、23地域、2,192社、127の大型投資家と571の高等教育機関が参加しており、120カ国において2050年にカーボンニュートラルを達成することにコミットしています。他にもRE100やWe Mean Business、Science Based Target Initiative、C40、Japan Climate Initiative、The Climate Group等、枚挙にいとまがありません。国家間での各国の事情を抱えた交渉が容易ではない中、企業や自治体が率先して行動する動きが特にパリ協定の採択以降、急速に活発化しています。

3. 大規模グローバル企業による脱炭素要請

GAFA(グーグル、アップル、フェイスブッ

ク、アマゾン)を筆頭とするグローバル企業は、世界中に散在するサプライヤーや取引先企業に対しても「脱炭素」を求めているようになっています。環境負荷の低減がビジネス参加の最低条件となってきたのはもとより、製造拠点がある国でのグリーン電力調達に難しい等の場合には、製造業の空洞化を引き起こす要因ともなりうるでしょう。すなわち各国産業における脱炭素を促進する要因は、国による規制にも増して、産業や経済面からの影響力が大きくなっているとと言えます。

4. コロナ禍による経済低迷からのグリーンリカバリー

発生当初は、それまで高まっていた気候変動に関する機運を沈静化するかと思われたコロナ禍でしたが、1年を経た今もまだ収束しないパンデミックにより大きな痛手を受けた経済の立直しを、各国政府は「グリーンリカバリー政策」に求めています。各国による気候変動対策を主とした景気

図表2 各国の気候変動対策を主とした景気刺激策

英国	2030年までに120億ポンドの政府支出を行い、これによって420億ポンドの民間投資を誘発し25万人分の雇用拡大を目指す。
EU	10年間で官民1兆ユーロのグリーン投資計画を欧州委員会で合意。
フランス	2年間でクリーンエネルギーやインフラ等のエコロジー対策に300億ユーロの資金投入を発表。
ドイツ	500億ユーロの先端技術支援による景気刺激策のうち、水素関連技術に70億ユーロ、充電インフラに25億ユーロ、グリーン技術開発(エネルギーシステム、自動車、水素)に93億ユーロ。
米国	4年間で、EV普及、建築のグリーン化、エネルギー技術開発等の脱炭素分野に約2兆米ドル投資を公約。
韓国	5年間で再エネ、EV、スマートシティ等の分野に42.7兆ウォンの政府支出を行うことで民間投資も誘発し総事業費73.4兆ウォンを調達し、65.9万人分の雇用を創出すると発表。
日本	昨年12月の2020年度第3次補正予算案において約4.7兆円を成長戦略への投資として措置。中でも「カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発に対する継続的な支援を行う基金事業(仮称)」には2兆円を計上し、NEDOに基金を設けた上で、具体的な目標年限とターゲットへのコミットメントを示す民間企業等に対して今後10年間、継続して支援を行う方針を提示。

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルを巡る国内外の動き(令和2年12月)

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyuu_kankyo/ondanka_wg/pdf/002_03_00.pdf>

刺激策を図表2にまとめました。気候変動への対応や生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じ、そこから雇用創出や業績向上を図るという景気刺激策です。

このように、全世界的にグリーンリカバリーという名の景気刺激策の下、気候変動リスクを回避するための技術やアセット、産業への投資資金の流入を促そうとする動きが見られます。なお2019年時点で既に欧州で促進されていたTCFDの開示¹²の義務化に関する議論が2020年以降、世界に波及し、ついに日本でもTCFD開示の義務化が現実的になってきました。今年4月には、EUタクソミーも最終化されました。政府の方針に加えて、TCFD開示に向けた進展状況が、民間企業における脱炭素資産への資金の投入促進に少なからぬ影響を与えていることは間違いありません。

5. 2050年カーボンニュートラル声明 ラッシュ

COP25以降現時点までに、2050年までのカーボンニュートラルを表明した国の数も大幅に増加しました。COP25前の2019年9月時点では65カ国・1地域(EU)¹³でしたが、2020年12月時点では123カ国・1地域(EU)¹⁴となりました。日本も菅首相が2020年10月の就任演説で、2050年カーボンニュートラルを表明。その後、バイデン大統領が就任した米国は2021年2月19日に正式にパリ協定に復活。バイデン大統領は選挙中、50年実質ゼロと「野心的な30年目標」の採用を公約しています。もう1つの大国、中国も2020年9月に習近平国家主席が2060年カーボンニュートラルを表明しました。カーボンニュートラルに向けた各国の表明は、地球と人類の持続可能性の維持という壮大かつ長期的な目標の達成のためであると同時に、さらに切実な理由として、各国の国際政治における主導権争いと、今後の産業の成長機会を横目で睨みながらの表明と言えるでしょう。

IV

気候変動政治に伴う各国間の駆け引き

COP26における合意に向けて議論すべき課題は、第6条の争点に留まりません。予想される主要論点の中でも第6条と同様に、あるいはそれ以上に重要性が高いのが、各国による「野心的な」NDC(国が決定する削減量の貢献、Nationally Determined Contribution)の再提出です。

IPCCの1.5°C特別報告書¹⁵は、パリ協定に基づいて各国が提出した目標による2030年の排出量削減では、気温上昇を1.5°Cに抑制することはできない、としています。また、国連によれば、2050年までにカーボンニュートラルを達成するために

は、単純計算でも2030年度には2010年度比で45%の削減が必要¹⁶としています。

そのような中、2021年4月、バイデン大統領が主催する気候変動に関する首脳会議(サミット)が開催されました。COP26に向けて各国首脳が2030年までの温室効果ガス削減目標をどの程度増やすと表明するか、に多くの注目が集まりました。各国による削減量の表明の状況は図表3に示すとおりです。米国バイデン大統領は、2030年の排出量を2005年度比で50~52%削減するという目標を打ち出し、トランプ政権下で離脱した気候変動の国際的な動きとの再協調を超えて主導権奪取を見据えているようにも見受けられます¹⁷。日本の菅首相も2013年度比で46%削減に加えて、脱炭素電源の活用など企業の投資促進を

図表3 2021年4月の気候変動に関するサミットにおける「国が決定する貢献」

国・地域	期限	削減目標等公表の内容
米国	2030年	温室効果ガスを2005年水準比50~52%削減。
日本	2030年	温室効果ガスを2013年水準比46~50%削減。
カナダ	2030年	温室効果ガスを2005年水準比40~45%削減。
インド	2030年	再生可能エネルギーによる450GW目標を堅持し、「米印2030気候とクリーンエネルギーアジェンダ2030パートナーシップ」を立ち上げる。
アルゼンチン	—	再生可能エネルギーの導入を進め、メタン排出量を削減し、違法な森林破壊を終了させる。
英国	2035年	温室効果ガスを1990年水準で78%下回る削減を法律に組み込む。
EU	2030年	温室効果ガスの排出量を少なくとも1990年対比55%削減し、2050年までにゼロとする目標を法制化する。
韓国	2050年	温室効果ガスのゼロ目標に合うよう、海外向けの石炭向け金融を終了する。
中国	—	キガリ改正に参加し、二酸化炭素以外の温室効果ガスの管理を強化。石炭火力発電プロジェクトを管理し、石炭消費を段階的に削減する。
ブラジル	2050年	温室効果ガスの実質ゼロを達成し、2030年までに違法な森林破壊を終わらせ、森林破壊規制のために2倍の資金提供をおこなう。
南アフリカ	—	排出量のピークを10年前倒して2025年にする。
ロシア	—	大気中の炭素除去だけでなく、すべての発生源から炭素の回収と貯蔵の重要性を指摘し、メタンガスの重要性を強調。この温室効果ガス削減に取り組むべく国際協力を呼び掛けた。

出典：NDC：Nationally Determined Contribution(抜粋)

<<https://www.rim-intelligence.co.jp/news/news-global/1683308.html>>

通じて50%削減への挑戦を続ける、と述べました。

国連が主張する2010年度比で45%以上の削減に平仄を合わせてきている国が多く見受けられる中で、中国やインド、ロシア、ブラジル等、排出量が多いにもかかわらず明確な削減量を提示していない国も少なからず存在することに鑑みると、COP26における成功には、さらなる地固めが必要であると考えられます。

また、ホスト国である英国は、温室効果ガスを1990年水準で78%下回る削減を法律に組み込むことを表明し、ホスト国としてCOP26において成功を収め、ポストBREXITにおける国際的ポジションを気候変動外交の中に見出そうとしている意向が垣間見られます。

さらにCOPに復帰した米国は、様々な点で対立する中国とも気候変動対策では協調し、既に主導権争いで先行しているEUに対する遅れを取り戻そうとしていると思われま。中国はと言えば、米国だけでなくEUとも話をしている状況で、おそらくキャスティング・ボードを握っている最も注目すべき存在なのかもしれません。

脱炭素化への機運は明らかに高まっています。同時に国際政治における複雑な駆け引きも進行しています。市場メカニズムの実質的なルールが合意できるのか？2030年度の削減目標が2010年度比で50%に近い数値で合意されるのか？今後の世界の動向に重大な影響を与えるであろうCOP26の行方は、いまだ予断を許さない状況と言えるでしょう。

(次号に続く)

- 1 ニューズウィーク日本版 (2019年12月16日)
<<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2019/12/cop25-2.php>>
- 2 パリ協定の長期目標。平均気温のうえ昇を産業革命前に比べて2°C未満(できれば1.5°C)に押さえるというもの
- 3 EnergyShift (2020年4月2日)
<<https://energy-shift.com/news/5653836f-1500-408e-8809-126cc5f0e08a>>
- 4 週刊 経団連タイムス (2020年1月9日)
<https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2020/0109_10.html>
- 5 炭素市場エクスプレス「市場メカニズムの国際動向」
<<https://www.carbon-markets.go.jp/mkt-mech/kyomecha/cdm.html>>
- 6 週刊 経団連タイムス (2020年1月9日)
<https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2020/0109_10.html>
- 7 EnergyShift (2020年4月2日)
<<https://energy-shift.com/news/5653836f-1500-408e-8809-126cc5f0e08a>>
- 8 一般財団法人日本エネルギー経済研究所「平成31年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業、市場メカニズム交渉等にかかる国際動向調査報告書」(2020年3月)
- 9 一般財団法人環境イノベーション情報機構「化石賞」
<<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=412>>
- 10 ブラックロック・ジャパン「ラリー・フィンク 2021 letter to CEOs」
<<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/2021-larry-fink-ceo-letter>>
- 11 United Nations Framework Convention on Climate Change
<<https://unfccc.int/climate-action/race-to-zero-campaign>>
- 12 気候関連財務情報開示タスクフォース (TaskForce for Climate related financial disclosure) 提言に沿った気候変動情報
- 13 United Nations Framework Convention on Climate Change
<<https://unfccc.int/sites/default/files/resource/COP25%20Alliance%20Letter%20HL%20Champion.pdf>>
- 14 経済産業省「2050年カーボンニュートラルを巡る国内外の動き」(令和2年12月)
<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/chikyu_kankyo/ondanka_wg/pdf/002_03_00.pdf>
- 15 環境省『IPCC「1.5°C特別報告書」の概要』
<http://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/ar6_sr1.5_overview_presentation.pdf>
- 16 UN CLIMATE PRESS RELEASE / 26 FEB, 2021「Greater Climate Ambition Urged as Initial NDC Synthesis Report Is Published」
<<https://unfccc.int/news/greater-climate-ambition-urged-as-initial-ndc-synthesis-report-is-published>>
- 17 日経新聞 / 2021年2月26日「排出減計画、米中提出せず パリ協定に基づく2030年目標」
<<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR2501V0V20C21A2000000/>>

関連情報

KPMG IMPACTならびにエネルギー&インフラストラクチャーのコンテンツ

ウェブサイトでは、関連情報を紹介しています。

<https://home.kpmg/jp/ja/home/industries/infrastructure.html>

<https://home.kpmg/jp/ja/home/industries/energy.html>

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2020/09/kpmg-impact.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG ジャパン
KPMG IMPACT プロジェクトリーダー
エネルギー&インフラストラクチャー
セクターエグゼクティブ

パートナー

関口美奈

- ✉ JP-FMAZ-JapanImpactTeam@jp.kpmg.com
- ✉ mina.sekiguchi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.